

小糸南自治会 防災部 規約

平成 21 年 3 月 29 日 制定

(名称)

第 1 条 この組織は、小糸南自治会の自主防災組織で、小糸南自治会防災部（以下「防災部」という）と称する。

(目的)

第 2 条 防災部は大規模の地震が発生した場合、小糸南自治会会員の助け合い精神により迅速 且つ 効果的に救援・救護活動を行い被害の軽減を図る。

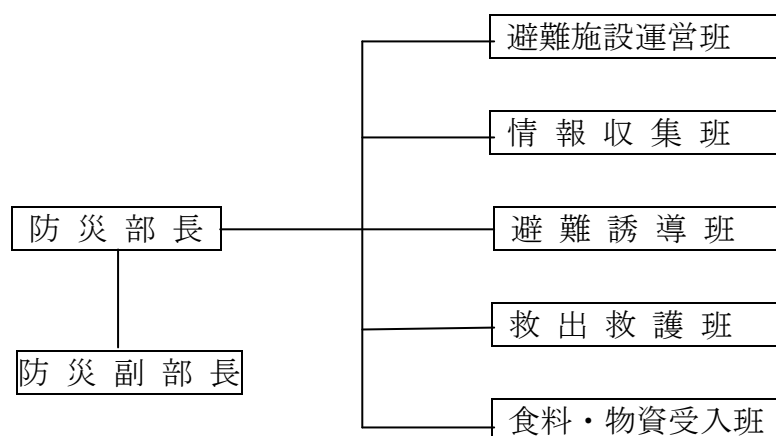
(活動)

第 3 条 前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1). 防災に関する知識等の普及 及び 啓発活動
- (2). 小糸小学校避難施設運営委員会への参画
- (3). 災害発生時における、情報収集・伝達、避難誘導、救出救護、食料・物資の受入れ
- (4). 前号 (1) (3) に関する広域訓練への参加
- (5). 救出用資機材の備蓄・管理
- (6). その他、防災部の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 4 条 防災部は、小糸南自治会に加入する世帯の自主的な参加で構成し、防災 及び 災害発生時の活動を円滑に行うため、平常より次のとおり防災部組織を編成する。



2. 防災部長 1 名 及び 防災副部長 1 名 は、小糸南自治会の役員会が選出し委嘱する。
3. 避難施設運営班は、小糸南自治会 11 のブロックからブロック毎に 1 名を選出し班員とする。その班員の中から班長 1 名、副班長 1 名を選出する。

4. 情報収集班は、小糸南自治会 11 のブロックからブロック毎に 1 名を選出し班員とする。その班員の中から班長 1 名、副班長 1 名を選出する。
災害発生時に班員が不在のブロックは、その時点で当該ブロックから代理人を出す。
5. 避難誘導班は、小糸南自治会からブロック毎に 1 名を選出し班員とする。その班員の中から班長 1 名、副班長 1 名を選出する。
災害発生時に班員が不在のブロックは、その時点で当該ブロックから代理人を出す。
6. 救出救護班は、ブロック毎に班を構成し、班長 1 名 副班長 1 名を選出する。班員は、防災部組織参加者全員を対象とする。但し、他の班に所属する者 及び 若年者・高年齢者等の災害弱者は除く。
7. 食料・物資受入班は、避難誘導班が役割終了後に継続してその任に当たる。
但し、班員は在宅者で構成し、欠員が生じた場合は当該ブロックから代理人を出す。

(任務)

- 第 5 条 防災部長は、防災部を代表し、第 3 条の活動を主宰する。大規模地震発生時には救急活動の必要判断と救援活動の指揮命令を行う。
2. 防災副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその任務の代行と防災部の会計役を担当する。
 3. 各班の班長は、班の運営に当たる。副班長は、班長を補佐し、班長に事故あるときはその任務を代行する。
 4. 避難施設運営班は、大規模地震後に小糸小学校避難施設が開設した場合に小糸南自治会に割り当てられた職務を担当する。
 5. 情報収集班は、大規模地震発生時に被害情報・救援要請情報の収集 及び 小糸小学校避難施設からの生活情報伝達等、在宅被災者との間の情報収集・伝達を行う。
 6. 避難誘導班は、大規模地震発生時に被災者安否確認と火災発生時などの状況により、広域避難場所への誘導を行う。
 7. 救出救護班は、平常時においては防災の普及活動、救出用資機材などの点検整備。大規模地震発生時には倒壊家屋などに閉じ込められた被災者の有無、行方不明者の救出活動、災害弱者の安全確保などを行う。
 8. 食料・物資受入班は、小糸小学校避難施設運営委員会に対して必要支援物資の支給要請と受け入れを行う。

(任期)

- 第 6 条 防災部班員の任期は、4 月から 2 年間とする。但し、再任することができる。

(防災部班員の承認)

第7条 防災部班員は、小糸南自治会役員会の承認を得て自治会会長が委嘱する。

(防災計画)

第8条 防災部は、地震による被害の軽減を図るため、防災計画を作成する。

2. 防災計画は、次の事項について定める。

- (1). 大規模地震発生時における救援組織の編成 及び 任務分担に関すること
- (2). 防災知識の普及に関すること
- (3). 大規模地震発生時における、情報の収集伝達、救出救護 及び 避難誘導に関すること
- (4). 救出用資機材などの備蓄 及び 管理に関すること
- (5). その他、必要な事項

(幹事会)

第9条 防災部に幹事会を置く。

2. 幹事会は、防災部長、防災副部長 及び 避難施設運営班、情報収集班、避難誘導班、救出救護班の班長で構成する。
3. 幹事会は、防災部長が開催し議長となる。

(審議)

第10条 幹事会は、次の事項を審議し、小糸南自治会の総会で承認を得る。

但し、緊急を要する事項は小糸南自治会役員会の承認を得て実施することができる。

- (1). 防災部規約の改定に関すること
- (2). 防災計画の変更に関すること
- (3). 年間活動計画

(経費)

第11条 防災部の活動に関して必要な費用は、小糸南自治会の防災経費として予算に計上し役員会の承認を得る。

2. 会計年度は、小糸南自治会の会計年度にあわせる。

(付則)

第12条 この規約は、小糸南自治会総会で承認された日から実施する。